

京都府立医科大学附属病院廃棄物処理システム一式に係る リース及び保守点検等業務仕様書

1 調達背景及び目的

京都府立医科大学附属病院（以下「甲」という。）病棟地階においては、廃棄物処理システムを設置しており、排出される鋭利でない廃棄物については、安全かつ低コストに処理するために滅菌・破碎処理を実施しているところである。既設の廃棄物処理システムについては、導入から20年以上が経過し部品調達が困難の中、故障が頻発し修理費用が増大となっている。そのため引き続き本処理を継続するため今回新たな廃棄物処理システムを調達することとする。

この業務仕様書は、甲の廃棄物処理システム一式に係るリース及び保守点検に関する業務並びにその他の必要な事項を示したものであり、受託者（以下「乙」という。）は、関係法規を遵守の上、常に甲と連携し、信義に従って誠実に本業務を履行するものとする。

2 契約期間

令和7年10月1日から令和17年9月30日まで

3 業務実施場所

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府立医科大学附属病院 病棟地階 廃棄物処理室

4 業務内容

業務内容は以下に分類され、詳細は別紙により定める。

- (1) 廃棄物処理システム一式の調達及びリース業務
- (2) 運用及び保守点検業務

5 その他

- (1) 入札に関する留意事項

入札物品については、入札時点で製品化されていることを原則とする。

- (2) 導入に関する注意事項

- ① 導入スケジュールについては、令和7年11月1日から運用開始ができるように甲と協議の上、その指示に従うこと。
- ② 搬入、据付、配管、配線、運転調整、既存工作物の撤去、工事に伴う廃棄物処理費用、資材、消耗品、保守点検等必要な経費については、本業務に含む。
- ③ 契約期間の満了により、対象物件の所有権は甲に帰属するものとする。

廃棄物処理システム一式の調達及びリース業務 要領

廃棄物処理システム一式を調達及びリースするにあたり、本要領に示す各要件を満たすこと。

1 廃棄物処理システム調達物品内訳

- ・ 感染性医療廃棄物用高圧蒸気滅菌装置 1 台
- ・ 破砕機 1 台
- ・ ベルトコンベア 1 台
- ・ 専用台車 1 式
(内台車(小)(大)、外台車(小)(大)) 各 1 台
- ・ 上記設置に係る付帯機器及び消耗品 1 式

2 性能・機能に関する要件

(1) 感染性医療廃棄物用高圧蒸気滅菌装置については、以下の要件を満たすこと

- ① 厚生労働省の定める圧力容器構造規格にて第一種圧力容器構造規格に適合していること
- ② 内筒内容積は 5,000ℓ以上の容量を有すること
- ③ 院内で 1 日に排出される非鋭利な感染性廃棄物 (13,930ℓ) を処理できる仕様とする
- ④ 医療機関への導入実績 (過去含む) があること

(2) 破砕機については、以下の要件を満たすこと

- ① 滅菌処理後の廃棄物を投入、破砕処理できる仕様とする
- ② 本機は油圧式の押し込み装置を備えた、一軸破砕機とすること
- ③ 破砕負荷に柔軟に対応するために押し込み装置の調整が十分に効くよう、破砕室の底板は 2 度以上の傾斜はつけず、床面に対しておおむね平行であること
- ④ 回転刃をロータに取り付けるための回転刃ホルダは、ロータに対してボルトで固定するものとし、溶接は不可とする
- ⑤ 最大 90ℓのビニール袋に収納された蒸気滅菌済みの医療廃棄物を破砕処理可能なこと
- ⑥ コンベヤによる定量供給にて、1 時間あたり 45ℓ袋を 50 個破砕処理が可能なこと
- ⑦ 耐食性向上のため、破砕室の底板及び側板の部材は、ステンレスを使用すること
- ⑧ 破砕機のメインモータは 45 kW以上のものを使用すること
- ⑨ 医療機関への導入実績 (過去含む) があること

(3) 投入ベルトコンベアについては、以下の要件を満たすこと

- ① 耐食性向上のため、フレーム部は溶融亜鉛メッキとすること
- ② 医療機関での納入実績 (過去含む) があること

(4) 排出ベルトコンベアについては、以下の要件を満たすこと

- ① 耐食性向上のため、フレーム部はステンレスを使用すること
- ② コンベヤベルトは側壁があるものを使用し、搬送中に液体がこぼれ出にくい構造とすること
- ③ 医療機関への納入実績 (過去含む) があること

(5) 専用台車については、以下の要件を満たすこと。

(6) 設置に係る付帯機器については、以下の要件を満たすこと。

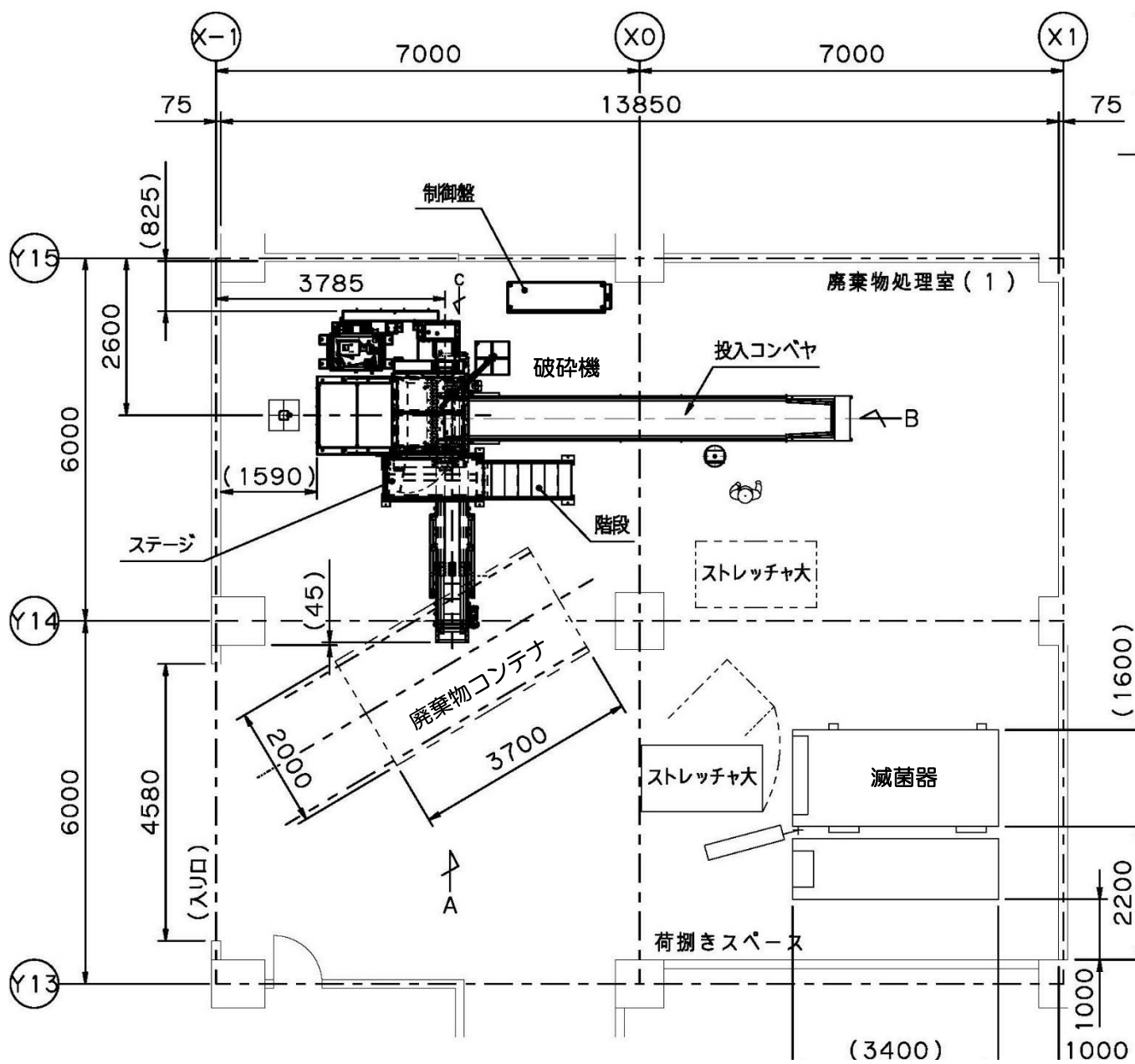
3 設置及び作業等に関する要件

- ① 設置場所については、病棟地階廃棄物処理室内（図１のとおり）とし、図２のレイアウトに１に示す機器を設置すること。
- ② 本調達に生じる、搬入、据付、配管、配線及び運転調整等に係る経費を全て含むこと。
- ③ 機器設置における現状設備までの配管及び接続は乙が行うものとし、それに係る経費については、本調達に含むものとする。
- ④ 設置作業時、導入後の稼働に必要な電源、給水、ガス及び排水設備等の利用に係る経費については、甲の負担とする。
- ⑤ 廃棄物処理室内にある既存の工作物（滅菌機、破砕機、ベルトコンベア、排水処理槽及びパーテーション等）を撤去すること。
- ⑥ 設置作業等に関しては、病院の運営に支障が無いように十分配慮し、甲の担当者と協議の上、その都度指示に従うこと。また搬出入経路に養生等を実施し、施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うこと。万一、施設に損傷を与えた場合は、乙の責任において現状の復帰をすること。

- ① 工事に伴い発生する廃棄物については、乙の責任にて処理すること。
- ② 設置及び撤去作業等に係る行政機関等への各種届出関係については、乙の責任にて行うこと。
- ③ 廃棄物処理システムについての概要説明を甲が指定する日時に実施すること。
- ④ 廃棄物処理システムに係る操作方法・運用管理マニュアル及び完成図面を2部甲へ提供すること。
- ⑤ 契約期間の満了により、対象物件の所有権は甲に帰属するものとする。

[illegible]

図 2



運用及び保守点検業務 要領

廃棄物処理システムの運用及び保守点検業務については、本要領及び関係法令等を遵守し、安全かつ適切に業務を実施すること。

1 業務実施日時

日曜日を除き原則は毎日実施するが、年末年始、ゴールデンウィーク等の特別な連休については、別途甲と乙の協議により決定するものとする。

2 業務実施体制

乙は、業務の高い品質を確保するため業務責任者及び常駐の作業従事者を配置することとする。なお、これらの者を兼ねることを妨げない。また、乙は、作業員名簿及び資格写し等を契約締結時に甲の担当者に提出すること。なお、これらの者を変更する場合も同様とする。

(1) 業務責任者

乙は、受託者を代表し、第一種圧力容器取扱主任者の資格を有する者を業務責任者として1名以上専任し、業務の監督をすること。

(2) 作業従事者

乙は、作業従事者として、廃棄物処理室に1名以上配置することとする。常駐に際しては、廃棄物処理システムの運転管理方法について熟知し、運用業務を円滑に実施するために適切な態度・言葉遣い及び職員とコミュニケーションを取ることが可能な者であること。

3 業務内容

乙は、甲の廃棄物処理室にて以下の業務を実施することとする。なお、本要領に明記されていない事項については、別途甲乙の協議により決定することとする。

- (1) 廃棄物処理室に持ち込まれる廃棄物の受取
- (2) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物との選別
- (3) 滅菌及び破碎処理作業
- (4) 滅菌及び破碎処理後の廃棄物のコンテナへの積載
- (5) 廃棄物処理室内の整理整頓及び清掃
- (6) 各種消耗品等の交換
- (7) 日常点検の実施
- (8) 定期点検の実施
- (9) 各種点検の計画
- (10) 故障等の報告
- (11) 業務日報及び点検結果等各種報告書の作成
- (12) その他

4 その他の事項

- (1) 乙は、乙または乙が委託した者の行為により人体及び財産物へ損害を与えた場合は、それらを賠償する責任を負うこと。
- (2) 業務実施に際して、乙が善良な管理者の注意義務を怠り、建物及び器物を損傷し、甲に損害を与えた場合は、それらを賠償する責任を負うこと。
- (3) 乙は、廃棄物処理システムの故障及び停止した際、その原因が乙に帰する原因であった場合には、乙が必要経費等を負担すること。
- (4) 乙は、契約期間中及び契約期間後において、業務上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。
- (5) 各種運転に必要な資材については、乙において準備すること。
- (6) 甲施設内は、全面禁煙であるため乙もこれに従うこと。